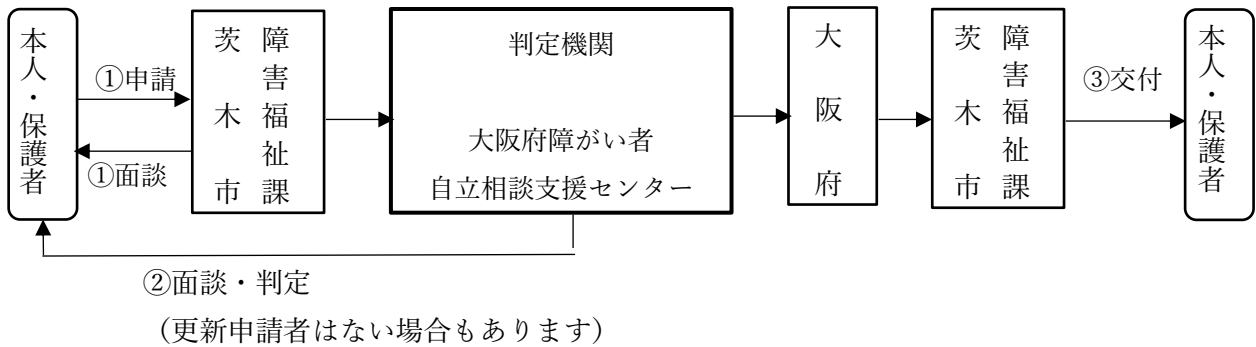


## 療育手帳の新規・更新手続きの流れ（18歳以上の方）



### ① 茨木市へ申請・面談

申請書のご提出及び茨木市の面談(1時間程度、本人とご家族一緒に)を市役所でさせていただきます。  
(※事前に日程調整が必要です。お越しいただく前に必ずご連絡ください。)

### ② 大阪府の面談(市役所の面談から約1～2か月後)

更新申請者は、大阪府障がい者自立相談支援センターの面談は、ある場合と、ない場合がございます。  
ある場合は、大阪府から手紙又は電話でご連絡させていただきます。

### 大阪府障がい者自立相談支援センター (知的障がい者支援課)

〒558-0001 大阪市住吉区大領3丁目2-36  
障がい者医療・リハビリテーションセンター内  
TEL:06-6692-5263

**受付時間** AM9:00～PM5:45(土日祝年末年始除く)

**交通機関**

- ① 大阪市バス「府立総合医療センター」下車すぐ
- ② 阪線上町線「帝塚山四丁目」下車徒歩約10分
- ③ 南海高野線「帝塚山」下車徒歩約15分
- ④ JR阪和線「長居」下車徒歩約18分
- ⑤ 地下鉄御堂筋線「長居」下車徒歩約20分

### ③ 手帳の交付(大阪府の面談から約1～2か月後)

新しい手帳の準備ができましたら、茨木市から手紙でご連絡させていただきます。  
手紙が届きましたら、市役所までお越しください。新しい手帳をお渡しします。